

# 緊急事態 全国に



7日、新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、7都府県への緊急事態を宣言するマスク姿の安倍首相（右から3人目）=首相官邸

## 緊急事態宣言を巡る経過

2020年2月24日	政府専門家会議が「これから1～2週間が急速な拡大が終息かの瀬戸際」と表明
26日	安倍晋三首相が全国的なイベントについて2週間の自粛を要請
27日	首相が小中高校などの春休みまでの臨時休校を要請
3月10日	首相がイベント自粛の10日間程度の延長を要請
11日	世界保健機関(WHO)が「パンデミック(世界的な大流行)」を表明
13日	改正特措法が成立。宣言発令が可能に
20日	政府が一斉休校要請の延長見送りを確認。大規模イベント開催は専門家会議の見解を参考に慎重対応を要請
24日	東京五輪・パラリンピックの延期決定
4月1日	日本医師会会長が緊急事態宣言の早期発令を要請
7日	首相が東京・大阪など7都府県に緊急事態宣言。政府が臨時閣議で緊急経済対策を決定
16日	首相が宣言の対象地域を全都道府県に拡大する意向固める

安倍晋三首相は16日、新型コロナウイルスの感染拡大に対応する緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大する意向を固めた。政府関係者が明らかにした。16日午後の諮詢委員会の意見を踏まえて最終判断し、速やかに発令する見通しだ。7日に東京など7都府県を対象に宣言したのに続く措置。感染拡大に歯止めをかけるには、全国一斉の取り組みで人の移動を抑えることが必要と判断した。

緊急事態宣言は改正特別措置法(新型コロナ特措法)に基づく。新たに対象となつた地域の知事は不要不急の外出自粛要請に法的根拠を持つ。強制力はなく、海外のような都市封鎖(ロックダウン)は想定していない。宣言の対象地域を巡っては、愛知県や京都府が追加発令を国に要請している。

独自の宣言を発令する自治体も相次ぎ、政府が対応を検討していた。宣言発令後、知事は政府と協議した上で、医療施設開設のための土地や建物の強制使用などの措置も可能となる。与野党は対象地域拡大について、政府から国会報告を受けるための衆参両院の議院運営委員会を16日夜に開く方向で調整している。

# 首相、対象を拡大 宣言発令へ 人の移動抑制